

令和7年度第3回小平市保健事業連絡協議会 要録

1 日時

令和8年2月3日（火） 午後2時から2時30分まで

2 開催場所

健康センター3階 検診室

3 出席者

小平市保健事業連絡協議会委員：11名 うちウェブ出席3名（欠席者3名）

事務局：健康・保険担当部長、健康推進課長、こども家庭センター長、保育指導担当課長、健康推進課長補佐兼予防担当係長、予防接種担当係長、事務局職員1名

4 配付資料

【資料1】 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の結果について（案）

【資料2】 計画素案からの修正内容について（案）

【資料3】 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

【当日配布】 席次表

5 議題（次第）

(1) 開 会

(2) 挨拶 小平市健康・保険担当部長

(3) 議 事

① 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について（パブリックコメント手続き実施報告）

② その他

(4) 閉 会

6 会議の概要

(1) 開会

健康推進課長より、配付資料の確認、会議の趣旨説明等を行った。

(2) 挨拶

小平市健康・保険担当部長より挨拶を行った。

(3) 議 事

① 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について（パブリックコメント手続き実施報告）

事務局：小平市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について（パブリックコメ

ント手続き実施報告) について説明する。

まず資料1「市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の結果について（案）」について説明する。

資料1では、昨年11月から12月にかけて実施したパブリックコメント手続で寄せられた意見と、それに対する市の回答について記載している。

まず、1ページ目の「1 実施の概要」について、実施期間は11月20日から12月19日までの30日間となる。4名から意見の提出があり、いずれも市ホームページからの提出である。

「2 ご意見に対する対応状況」について、1名につき1件の意見と区分し、計4件、意見の提出があった。4件の意見のうち2件を「反映する」、残りの2件を「参考意見」と整理した。

次に、2ページ目、3ページ目に記載している「3 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）に対する考え方」について、番号1の意見は、新型コロナウイルス感染症への市の対応について、検証を行い、結果を公表することを求めるとともに、ワクチン接種等の感染対策の是非を問うものであった。番号4の意見も類似の意見となっている。

番号1及び4の意見に対する市の考え方としては、新型コロナウイルス感染症への対応の大きな方向性については、市独自で定めたものではなく、国の基本的対処方針や特別措置法に基づき、東京都に準じて行ったものであり、大きな方向性や実施の是非に関する検証は、実施主体である国や東京都において実施されるものと考えている、と整理した。

市では、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて把握した、運営面での改善点や課題について、本計画に反映する必要があると考え、庁内への意見聴取により、確認を行ったことを回答している。

また、新型コロナワクチンについては、国の審議会において評価や検証が行われており、国や東京都の動向について情報収集を行い、市民への適切な情報提供に努めることとした。

新型コロナウイルス感染症への対応における改善点や課題については、本計画の改定にあたって、全体を通して十分に配慮し、計画への反映に努めているが、改めて検証を求める意見が複数寄せられたことを踏まえ、計画の中でよりわかりやすく示すため、新型コロナウイルス感染症への対応で積み重ねた知見・経験を教訓とした、今後の新型インフルエンザ等対策において留意すべき点を新たに記載することとした。

なお、番号4の意見では、後段に、個人の権利や自由の制限に関して言及があることから、本計画においては当初より、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合には、必要最小限のものとすることを対策実施上の留意点として記載していると、回答している。

以上のことを総合的に勘案し、番号1及び4の意見については、市の対応を「反映する」に区分している。

番号2及び3の意見については、予防接種の費用助成の実施・拡充を求める意見となっている

番号3の意見で言及されているインフルエンザについては、本計画の対象としている新興感染症としての新型インフルエンザではなく、既存の季節性インフルエンザを指しているものと捉え、両意見に対する市の考え方としては、季節性インフルエンザや、平時の業務において実施している予防接種法に基づく定期予防接種等は、本計画では対象外としていることを説明したうえで、市の予防接種事業に対する参考意見と整理した。

なお、番号3の意見では、後段に予防接種実施医療機関の情報提供を求める内容があることから、回答を後段に追記している。

次に、資料の②「計画素案からの修正内容について（案）」について説明する。

パブリックコメント手続では、新型コロナウイルス感染症への対応に関して、改めての検証を求める意見が複数寄せられていることから、市として捉えている運営面での改善点や課題を、計画の中でよりわかりやすく示すため、今後の新型インフルエンザ等対策において留意すべき点を新たに3か所追記している。

(1)として、第2部第2章第3節「対応期における情報提供・共有、リスクコミュニケーション」において、基本的人権を十分に尊重し、マスクの着用やワクチンの接種等の感染対策について、未着用者や未接種者等への対応にも配慮しながら、偏見や差別が生じないように留意して実施することを追記している。

(2)として、第2部第4章第2節「初動期におけるワクチン」において、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの接種、特に集団接種の実施に際して、ワクチンの接種は、接種対象者が効果やリスク等を理解した上で、必要に応じて医師と相談し、自らが判断することを周知し、その判断を適切に行えるよう、ワクチンの有効性だけでなく、安全性や副反応のリスク、健康被害が生じた場合の救済制度など、必要な情報提供に努めることを追記している。

また、ワクチンの接種体制の構築にあたっては、市医師会やワクチンの卸売販売業者・配送業者と連携し、接種会場において医療従事者がワクチンの種類・使用方法・使用量・使用期限等を十分に確認するよう手順を定めるなど、接種事故や間違い接種の発生防止に努めることや、接種事故や間違い接種が発生した際は、被接種者の不安解消を最優先にし、健康状態の継続的な観察、抗体検査や再接種など、必要な措置を適切に講じることも、留意事項として追

記している。

(3)として、第2部第4章第3節「対応期におけるワクチン」において、新型インフルエンザ等対策におけるワクチン接種に関する業務については、対応期の膨大な業務量、混乱の中においても、ワクチンの有効性及び安全性、副反応の報告事例等の情報を継続的に収集し、情報提供に努めることや、接種後に不安を抱えている方や健康被害が生じた方等からの相談・問合せに適切に対応し、必要な支援・救済制度への申請や相談機関等への案内に漏れなく繋げられるよう、携わる市職員の知識技術の習得・向上に努めることを、留意事項として追記している。

以上が、資料の②、計画素案からの修正内容についての説明となる。

資料②に記載している修正内容を計画(案)に追記したものが、資料の③、小平市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)となるため、資料③に関する説明は割愛する。

議事(1)に関する説明は以上である。

事務局：配布した資料の内容について、修正がある。内部での手続きを進める中で文言の修正があった。

資料1の「市民意見公募手続(パブリックコメント手続)の結果について(案)」において、2ページ番号1の「ご意見に対する考え方」の最終行に記載している「留意すべき点を新たに記載しております。」を「留意すべき点を新たに記載します。」に修正する。同様に、3ページ番号4についても、下から8行目に記載している「留意すべき点を新たに記載しております。」を「留意すべき点を新たに記載します。」に修正する。

会 長：質問や意見があれば、お願いしたい。

各委員：意見等なし

② その他

特になし

(4) 閉会

以上